



令和8年2月5日 第170号

にしあらい

発行 (一社)西新井青色申告会
〒123-0842
足立区栗原1-6-20
TEL 03-3885-4105(代)
FAX 03-3885-4148
<https://nishiaraiairo.or.jp>



☆におたん☆

令和8年度

定時総会のお知らせと委任状提出のお願い

令和8年度定時総会を5月25日に開催予定です。

定時総会では、数多くの議案を審議し、令和8年度の事業計画を決定していく大変重要な場となります。ぜひ、会員の皆様のご出席をお願いいたします。

なお、ご出席が難しい場合には、委任状の提出をお願いいたします。委任状につきましては、4月中旬に発送予定の「令和8年度定時総会開催のご通知」(往復はがき)に必要事項をご記入の上、ご返信くださいますようご協力をお願い申し上げます。

固定資産税及び都市計画税の

軽減措置の継続の請願・陳情運動

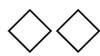
昨年9月のメール便に「税制改正要望運動のお願い」を同封させていただき、会員の皆様にご協力をいただいたお陰で、足立区議会へ提出した「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願」が、昨年12月17日の第4回定例会で採択されました。

また、都内47の青色申告会が揃って提出した「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する請願」についても、12月17日の東京都議会第4回定例会において決議されました。

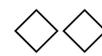
ご協力をいただいた会員の皆様に感謝申し上げます。今後とも引き続きご理解、ご協力くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

【臨時休業のお知らせ】

4月24日(金)は、職員研修のため臨時休業となります。



西新井税務署からのお知らせ



申告と納税

<ul style="list-style-type: none"> ・所得税及び復興特別所得税 ・贈与税 <p>3月16日（月）まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 （個人事業者） <p>3月31日（火）まで</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

振替納税をご利用の方

<ul style="list-style-type: none"> ・所得税及び復興特別所得税 ・消費税及び地方消費税（個人事業者） 	<p>（振替日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・4月23日（木） ・・・4月30日（木） 	 <p>振替手続きについては こちらから</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

確定申告については、電話やチャットボットでも相談できます！

チャットボット（ふたば） に質問する

ご質問したいことをメニューから選択するか自由
に文字で入力すると、AI（人工知能）が自動
で回答を表示します。



チャットボット
（税務職員ふたば）



チャットボットは
こちらから

タックスアンサーを利用する

国税のよくある質問に対する一般的な
回答を次の方法で調べることができます。



タックスアンサーは
こちらから

- ・自分に合った状況から探す
- ・キーワードによる検索
- ・分野から探す
- ・一覧から探す

電話で相談する



国税相談専用ダイヤル

0570 - 00 - 5901

受付時間 平日8:30～17:00
（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

音声案内に沿って、確定申告に関する相談は「0」を選択しま
す。その他の相談は「1」を選択後、さらに次の「1」～
「6」を選択します。

- 「1」 所得税 「2」 譲源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税 「5」 消費税、印紙税 「6」 その他

「e-Tax・作成コーナー」の 操作に関する問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570 - 01 - 5901

【受付】

月曜日～金曜日（休祝日を除く。）

2月2日～2月13日	9時～18時
2月16日～3月16日	9時～20時
上記期間以外	9時～17時

閉庁日（休祝日）の対応 9時～17時

2月23日（月）、3月1日（日）
3月8日（日）、3月15日（日）

新NISA（投資非課税制度）について

NISAは投資促進のために、個人投資のリターンに対して通常かかる税金を非課税にできる制度です。金融所得に係る20.315%の源泉所得税を0にすることができます。NISA口座を開設すると「つみたて投資枠」と「成長投資枠」という2つの枠ができます。つみたて投資枠は購入方法が積立に限定されますが、成長投資枠では個別株や海外ETFなど幅広く買うことができます。

2024年から拡充されたNISAの生涯を通しての利用限度額が1800万円となりました。1800万円まで無税で貯められれば、老後の生活資金としての2000万円に近づけるのではないのでしょうか。

従来のNISAはこの非課税期間が限定されていました。「一般NISA」では購入から5年、「つみたてNISA」では20年までしか非課税の取り扱いが認められず、その期間を過ぎると、20.315%の課税に戻ってしまいました。非課税期間に期限がある場合、譲渡益への非課税の恩恵を受けるためには、非課税期間内に売却して利益を確定しなければなりません。また、非課税期間中に経済全体が不況に陥るなどした場合、その間ずっと含み損ということもあり、そうすると非課税のメリットを享受できないこととなります。非課税期間が限られていて、損益を確定しなければならない時期が決められていることは大きなリスクです。

新しいNISAでは非課税期間が無期限とされ、NISA口座で作った資金は恒久的に非課税で保有できることになりました。また、つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円合わせて360万円を1年間に投資することができます。売却すると翌年には非課税投資枠が復活します。しかし、NISA口座では損益通算、損失の繰越控除ができません。それ故、NISAを使った取引では大きな損失を出すことを避ける必要があります。NISAでは高配当株や安定成長する投資信託、分配金利回りの良いETFに投資すべきとされます。

NISAで資産形成を始めるには、NISAで取引できる金融商品が多数ある証券会社で口座を開設するのがよいそうです。

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です (23区内)

6月にお送りした納付書により、3月2日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納付方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし！！

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、2月10日(火)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分からの口座振替が可能です。



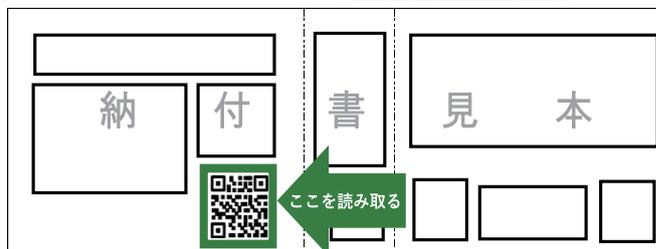
おうちで今、納付できます！！

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ペジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

足立都税事務所 03-5888-6211 (代表)

※課税内容については、固定資産の所在する区の都税事務所にお問合せください。

主税局 HP
都税の支払い方法
▶▶▶



【税の無料相談について】

東京税理士会西新井支部では、毎週月曜日午後1時40分から4時まで(お一人30分)、(一社)西新井青色申告会会員の方を対象に「税の無料相談」を実施しております。

ご希望の方は、申告会事務局までご連絡ください。

(注)1相談につき1回のみとなります。また、1~3月は申告期のため、お受けできない場合がございます。

【無料法律相談のご案内】

下記日程にて無料法律相談を開催いたします。電話予約のうえお気軽にご利用ください。なお、幅広い法律相談に対応いたしますが、準備の都合上、予約の際に相談内容を簡単にお知らせください。

日時 各月第3週水曜日 午後2時から(相談時間お一人30分以内)

相談担当 第二東京弁護士会所属 安藤裕通弁護士

※1~3月の相談会場は、青色申告会館ではなく、『足立とねり法律会計事務所』でのご相談となります。

詳細はお申し込みの際ご確認ください。

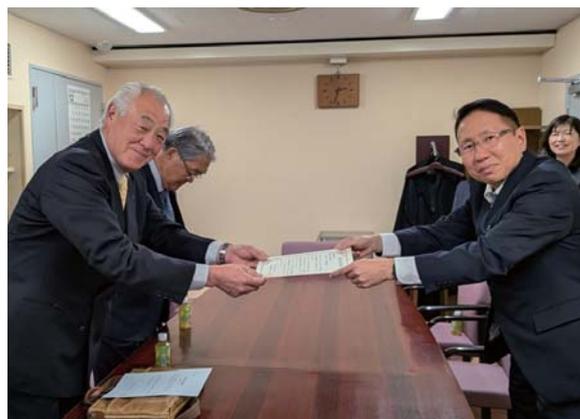


悩みごとの解決策の一つとして、お申し込みください。

青色コーナーの協力依頼状の受領

当会では、公益活動の一環として、例年確定申告期間に西新井税務署管内の青色コーナーに従事しております。

今年度も西新井税務署長雨宮様より、青色コーナーの協力依頼状を受領し、2月16日から3月16日までの間、女性部および役員の方々が従事することになりました。



東京税理士会西新井支部との連絡協議会開催

1月23日、西新井税務署長雨宮様並びに税務署の皆様をお迎えし、連絡協議会を開催しました。両団体の各種事業報告と確定申告期の対応について協議し、今年度も引き続き、インボ

イス制度導入により相談件数が大幅に増加した消費税の相談と、マイナ保険証や免許証導入により代理来局者への対応が増える事に備え、e-Taxの代理送信をお願いすることになりました。

その結果、e-Taxの代理送信を7日間延べ14名、消費税相談に6日間延べ12名の税理士先生をお願いすることになりました。



令和8年度『青色ドック』5月20日(水)実施

<通常標準検査料金> 青色共済加入者 3,000円割引!!

標準コース 15,000円 → 12,000円

簡易コース 10,000円 → 7,000円

便潜血反応検査が無料!

※オプション検査は別途費用がかかります。

申込締切日

3/31(火)

お申し込みは、事務局までご連絡ください。



✧受付時間

① 9:15 ② 9:45 ③ 10:15

✧定員 30名 定員にない次第締切!!

会場 西新井青色申告会館

※他会場の実施日やオプション検査等は、DM便に同封の『青色ドックのお知らせ』をご覧ください。

オールインワンミーティングボード MAXHUB を導入

この度、当会では、働き方改革推進支援助成金を活用し、会員の皆さまの業務効率化及び、負担軽減のために MAXHUB を導入しました。

MAXHUB はオールインワン型のミーティングボードで WEB 会議等にご利用いただけます。

従来の WEB 会議では、PC やマイク等、煩雑な設定が必要でしたが、MAXHUB では、ほぼワンタッチで WEB 会議を行う事ができます。

煩雑な設定にかかっていた、労働時間の削減が可能となり、また、直接訪問せず、WEB 会議とすることで、移動時間の効率化も図れます。

ご利用に関しては、完全予約制で当会館内での使用に限定されます。なお、ご利用の際には、会議室の貸出料金がかかります。MAXHUB の貸出をご希望の方、及び詳細については、事務局(田中)までお問い合わせください。



安心 安全 国がつくった

小規模企業者のみなさま

小規模企業共済

経営者のための積み立て式退職金制度



POINT

1

将来の
生活安定資金に

小規模企業者が、引退後の生活安定資金を積み立てる制度

POINT

2

無理なく
積み立て

掛金月額は1,000円から設定でき、途中で掛金の増額・減額が可能

POINT

3

今の経営の
サポートにも

掛金は全額所得控除、また共済契約者貸付で事業資金等の借入れも可能

＼こんな方が加入できます／

個人事業主・フリーランス

小規模企業等の経営者・役員

個人事業の共同経営者

オンラインで加入申込受け付け中



くわしくはウェブサイトをご覧ください。

小規模企業共済

検索



おすすめ商品のご案内

※詳しい内容や加入手続きについては各商品の所定のパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)を必ずお読みください。

東京 青色傷害保険

(傷害補償(MS&AD型) 特約セット)
団体総合生活補償保険
ケガの保険



個人事業主のためのケガの保険

- ◎24時間補償対象!
- ◎仕事中のケガや、地震・火事でのケガ、熱中症リスクも補償します!
- ◎事業主が専従者・従業員を加入させた掛金は福利厚生費となります!

ご加入年齢

14歳～90歳

東京 青色がん保険

(がん補償特約セット)
団体総合生活補償保険



「がん」治療に専念できる保険

ガンのリスクに安心を備える!

- ◎個人で加入するより保険料が割安!
- ◎上皮内新生物も補償!
- ◎先進医療の技術料や女性特有のがんも補償!(※オプションを追加した場合)
- ◎保険料は全額介護医療保険料控除の対象となります!

ご加入年齢

生後15日～89歳

青色共済

疾病や不慮の事故で、
入院・死亡の保障(補償)



会員の安心を守る!

- ◎ご加入にあたり医師の診査なし!
簡単な告知のみで、医師の診査は不要
※告知が緩和され病気で治療を受けている方も加入できる場合があります。
- ◎会費は経理上、申告会費と同様の扱いとなります!

ご加入年齢

満14歳6ヵ月超～
満70歳6ヵ月以下

東京 青色医療保険

(医療保険基本特約:
疾病保険特約セット 団体総合保険)

病気・介護の保険



病気・介護に安心を!

- ◎過去に病気で入・通院などした方も加入条件を満たせば加入できます!
- ◎日帰り入院・日帰り手術も補償!
- ◎先進医療もしっかり補償!
- ◎オプションで介護も補償します!
- ◎掛金のうち損害保険料部分が介護医療保険料控除の対象となります!

ご加入年齢

0歳～79歳

東京 青色介護保険

介護の保険



介護に備える保険

- ◎お手頃な掛金で介護費用を準備できます!
- ◎公的介護保険制度に定める「要介護2」以上の認定、または所定の要介護状態で給付!
- ◎死亡された場合も給付!
(死亡保険金額:介護保険金額の10%)
- ◎掛金のうち保険料が介護医療保険料控除の対象となります!

ご加入年齢

満15歳～満85歳 ※

※配偶者、親は満18歳～満85歳

*その他、交通事故傷害保険、自転車保険、PL保険(生産物賠償責任保険)も取り扱っております
なお、各青色申告会により取扱商品が異なりますのでご所属の青色申告会へご確認ください



詳細はHPを
ご覧ください

口座振替日のご案内

※ 通帳が残高不足にならないようご注意ください。

会 費	振 替 日	青色共済 (通帳印字アオイロキョウサイ)	振 替 日
大樹収納サービス (通帳印字 SFSシンコクカイヒ)	5月7日	大樹収納サービス	4月6日
足立成和信金 (通帳印字 シンコクカイカイヒ)	4月30日	足立成和信金	4月6日
城北信金 (通帳印字 アオイロカイヒ)	5月11日	城北信金	4月6日

※ 足立成和・城北信用金庫をご利用の方で、収納会社変更に伴い再度お手続きをいただいた方は、書類お預かりの時期により、振替が間に合わない場合がございます。ご了承ください。

弥生会計をお使いのみなさまへ

～令和 8 年分からデータ移行ができなくなります～

会計ソフト弥生会計をお使いの方は、令和 8 年分の決算相談会から、当会で使用している決算ソフトが変更されることに伴い、決算書作成時に最新のソフト以外のデータ移行ができなくなります。そのため、令和 8 年以降は、以下の3つの方法のいずれかをお選びください。

1. 弥生の保守サービス契約をし、最新のバージョンへ変更する
2. ジョブカン会計へソフトを変更する
3. 専用の決算用紙に手書きで記入する

ぜひ、この機会に当会で推奨しているジョブカン会計オンラインへの変更を、ご検討ください。

推奨品 ジョブカン 青色申告
 65万円特別控除対応 | 一般・不動産の専業または兼業可能 | Windows/Mac対応

自動保存で **あんしん!**
 会計データは **受渡し不要!**

もしパソコンが壊れたら...
 もし保存を忘れたら心配...

USBメモリに保存しなくちゃ...
 持ち帰ったデータは自分で復元...

※ノートPCで持ち込みいただく必要もなくなります。

—クラウド青色申告ソフト—

会員様特別価格

(初年度 年間利用料)

13,200 円 <税込>

次年度以降の更新金額

(年間利用料)13,200 円

※年度の途中で

年間利用料がかかります。

【お申込・お問い合わせ】

(一社)西新井青色申告会

TEL:03-3885-4105

FAX:03-3885-4148

【次回の配付物は4月中旬発送予定です。】